

平成30年10月3日(水)  
国土交通省 関東地方整備局  
千葉港湾事務所

## 記者発表資料

清掃兼油回収船「べいくりん」が、東京湾の漂流物(流木、萱、草等)を直ちに回収  
(第一報)

～台風24号の豪雨に伴う漂流物が東京湾に流入～

国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所では、平成30年10月2日(火)、台風24号通過後、清掃兼油回収船「べいくりん」を出動させ、横浜港沖で流木等漂流物を回収しました。

わずか1日だけで約21.3m<sup>3</sup>の回収作業を行いました。(この回収量は、ごみ収集車5台分に相当し、昨年度の回収量の約1.3ヶ月分に匹敵します)

回収した漂流物は、流木(径1.2m、長さ1.4m)や萱・草、竹、ボンベ、ビニール類等です。

引き続き、東京湾の航行船舶の安全性の確保と海洋環境保全のため、漂流物の回収を実施していきます。

※「べいくりん」は、航行船舶の安全性の確保と海洋環境保全のため、漂流物の回収を行うとともに、油流出事故など災害発生時に油回収等を行う船舶です。

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、  
横浜海事記者クラブ、千葉県政記者会

### 問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所

副所長 長谷川 清治 (はせがわ せいじ)  
海洋環境・防災課長 狹間 松博 (はさま まつひろ)

電話 043-243-9172 FAX 043-243-1939

## 横浜沖における「べいくりん」による回収状況



### 回収実績

#### 種類

流木、萱・草等、木片、パレット、ボンベ等       $21.3\text{m}^3$

一例	
主な回収位置	
開発保全航路	※1
緊急確保航路	※2

※1 港湾区域及び河川法に規定する河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全並びに船舶の航行の安全及び待避のため必要な施設を含むものとして、関東地方整備局が開発及び保全を行う航路。

※2 非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要があるものとして、関東地方整備局が担務する航路。



漂流する萱・草等



回収したパレット



回収した流木



回収したボンベ

## 清掃兼油回収船「べいくりん」の概要

関東地方整備局 千葉港湾事務所 所属



「べいくりん」  
全長:約32.5m  
全幅:約11.6m  
総トン数:約199トン



### “べいくりん”的業務

「海洋環境整備事業」の一環として、東京湾の一般海域において浮遊ゴミの回収や、東京湾の環境メカニズム解明のために、水質及び底質の調査を定期的に行ってています。

また、油流出事故や、大地震などの災害が発生した場合には浮遊油の回収や航路の啓開を実施します。



油回収器



スキッパー



ゴミコンテナ



多関節クレーン

### 東日本大震災時の活動

震災直後には地震の揺れにより、千葉県市原市の製油所のタンクが破損したことにより流出した油の回収作業に当りました。

また、海上物流拠点の仙台塩釜港や石巻港周辺海域で約1ヶ月間、がれきの撤去作業を行いました。